

福岡県医発第 1090 号 (地)
平成 17 年 9 月 9 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



和歌山県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

現 行		改 正 後	
70 歳以上 一定所得未満	10 分の 1	70 歳以上 一定所得未満	10 分の 1
70 歳以上 一定所得以上	10 分の 2	70 歳以上 一定所得以上	10 分の 2
上記以外	10 分の 2	3 歳未満	10 分の 2
		上記以外	10 分の 3

2. 施行年月日

平成 18 年 4 月 1 日



(公印省略)

17国援第79号-10

平成17年8月30日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

和歌山県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

このことについて、別添 (写) のとおり、和歌山県福祉保険部健康局国民健康保険課長から通知がありましたので、お知らせします。





国 第 2 7 9 号
平成 1 7 年 8 月 1 0 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

このことについて、和歌山県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正を含む規約の変更について、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、申請のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関への周知につきましてご配慮をお願いします。

担当：国民健康保険課国保班 鶴尾
TEL：073-441-2543
FAX：073-441-2545



新 旧 比 較

現 行	改 正
(一部負担金) 第10条 医療の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の10分の2に相当する額を一部負担金として支払わなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額未満であるとき、又は同条第4項に規定する額未満のときは、その給付を受ける際の一部負担金は、当該給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。	(一部負担金) 第10条 医療の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 (2)3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3)70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 (4)70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

新 旧 比 較

現 行	改 正
(一部負担金) 第10条 医療の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の10分の2に相当する額を一部負担金として支払わなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額未満であるとき、又は同条第4項に規定する額未満のときは、その給付を受ける際の一部負担金は、当該給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。	(一部負担金) 第10条 医療の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 (2)3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3)70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 (4)70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2